

京都自動車
健康保険組合

健・保・通・信

2014年 春号 No.158

- 平成26年度予算
- 疾病予防と健康づくり事業
- 保健事業の年間スケジュール表
- 「健康保険制度」改正



ホームページを
ご覧ください。

京都自動車健康保険組合

検索

平成26年度予算が 決まりました

予算総額……………	29億152万円
一般勘定……………	26億6,340万円
介護勘定……………	2億3,812万円

京都自動車健康保険組合の平成26年度予算案が、去る2月13日
第128回組合会において可決承認されましたので、お知らせします。

健康保険の予算概要

平成26年度の予算編成にあたっては、平成25年度収支決算見込み及び過去3ヶ年の推移を基礎として算定しました。

保険料収入の基礎となる「被保険者数」は前年度より53人減の5,100人を、「平均標準報酬月額」は、前年度より5,000円増の329,000円を、「賞与」は前年度と同じ2.27ヶ月と見込みました。

収入では、上記基礎数値を基に、現行保険料率9.4%を乗じた結果、前年度より1千1百万円増の22億4千7百万円の保険料収入を見込んでいます。

支出では、「保険給付費(医療費含)」は、家族の医療費が減少し、本人の医療費がやや増加等の状況から前年度より2百万円の減額で12億7千万円と見込んでいます。

高齢者医療費にかかる納付金等については、「前期高齢者納付金」が前期高齢者の医療費が増加したことにより前年度比1億9千5百万円の増額で5億3千3百万円、「後期高齢者支援金」が前年度比1千66万円の減額で5億5千8百万円、「退職者給付拠出金」が前年度比8百37万円増の1億5百万円となり、支出合計では前年度比1億6千7百万円増の26億6千万円と見込みました。

以上により本年度の予算編成は、保険料収入が22億4千7百万円に対し、支出総額が26億6千万円になり、不足分4億1千3百万円については別途積立金等から賅うことになりました。

介護保険の予算概要

収入では、現行保険料率1.4%による介護保険料収入は2億7百万円となりました。支出では、介護納付金が2千4百万円増の2億3千8百万円となりますが、繰越金・繰入金から3千万円を充当し、現行の介護保険料率を維持することといたしました。



●健康保険分

収入 (千円)	保険料	2,216,178
	国庫負担金	1,121
	調整保険料	30,171
	繰越金	115,000
	繰入金	262,255
	国庫補助金	569
	財政調整事業交付金	35,996
	雑収入	2,109
合計	2,663,400	

支出 (千円)	事務費	57,725
	保険給付費	1,269,920
	納付金	1,196,362
	前期高齢者納付金	532,868
	後期高齢者支援金	558,342
	その他(退職者給付等)	105,152
	保健事業費	75,506
	還付金	561
	財政調整事業拠出金	30,171
	積立金	0
	連合会費・その他	2,221
	予備費	30,934
合計	2,663,400	

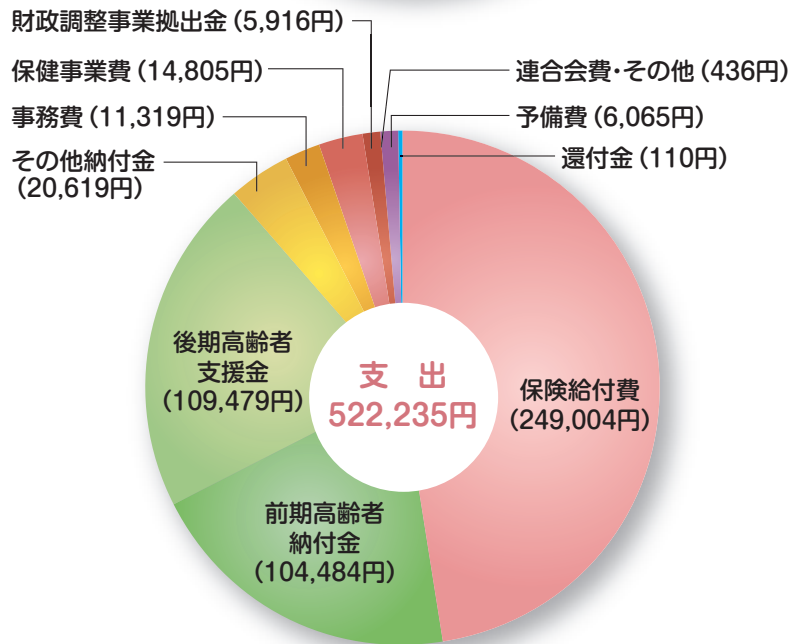
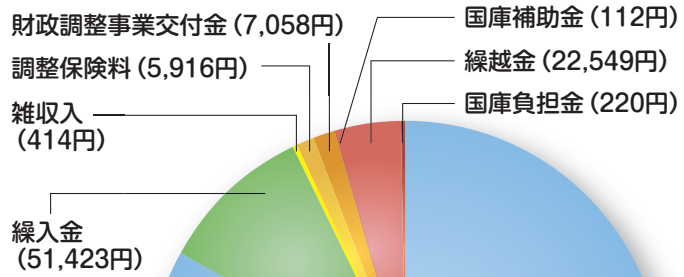
経常収支差引額 ▲382,316千円

●介護保険分

収入 (千円)	保険料	207,666
	繰越金	4,000
	繰入金	26,459
	雑収入	2
合計	238,127	

支出 (千円)	介護納付金	237,995
	還付金	132
合計	238,127	

被保険者1人当たりでみると



予算編成の基礎となった数字

- 被保険者数 / 5,100人 (男性 / 4,467人、女性 / 633人)
- 平均標準報酬月額 / 329,000円 (男性 / 342,561円、女性 / 235,410円)
- 平均年齢 / 40.12歳 (男性 / 40.69歳、女性 / 36.12歳)
- 被扶養者数 / 6,248人
- 健康保険料率 / 1,000分の94 (事業主 / 1,000分の49 被保険者 / 1,000分の45)
- 一般保険料率 / 1,000分の92.74 (事業主 / 1,000分の48.34 被保険者 / 1,000分の44.4)

- 基本保険料率 / 1,000分の42.78 (事業主 / 1,000分の22.4 被保険者 / 1,000分の20.38)
- 特定保険料率 / 1,000分の49.96 (納付金等の支払いにかかる保険料率) (事業主 / 1,000分の25.94 被保険者 / 1,000分の24.02)
- 調整保険料率 / 1,000分の1.26 (事業主 / 1,000分の0.66 被保険者 / 1,000分の0.6)
- 介護保険の対象となる被保険者数 / 3,657人
- 調整保険料率 / 1,000分の14 (事業主 / 1,000分の7 被保険者 / 1,000分の7)

疾病予防と健康づくり事業



当健康保険組合では、毎年被保険者や被扶養者の皆様の健康づくりに役立つ事業として、疾病予防のための健診を中心に保健指導等の事業を実施しています。皆様の積極的なご参加をお待ちしています。



特定健康診査・特定保健指導の実施



平成20年4月より医療制度改革の一環として、40歳以上75歳未満の被保険者および被扶養者を対象に、脂質異常・高血圧・高血糖などのメタボリックシンドローム予防の観点から、特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられました。

つきましては、当健康保険組合におきましても、次のとおり特定健康診査・特定保健指導を実施いたします。皆様の健康管理の一助として、この機会にご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

健診等でメタボリックシンドローム予備軍

または有病者と判定された方につきましては、後日、特定保健指導を受けていただくこととなりますので併せてお願い申し上げます。メタボリックシンドロームのリスクの軽減・改善を目的に、専門家による効果的な保健指導を実施します。

この事業による個人のプライバシーに関する事項は、一切外部には漏れませんので、安心してご活用いただきますようご案内いたします。

また、不明な事項等がございましたら当健康保険組合までお尋ねください。



特定健康診査実施要項

- 対象者 40歳以上の者(平成27年4月1日までに順次40歳に達する者)から74歳までの被扶養者。
- 一部負担金 無料
- 利用回数 年度内1回を限度とする。ただし、同年度内に巡回家族健診や人間ドックを受診された方、または受診を予定されている方は除く。
- 実施医療機関 集合契約で特定健康診査を実施している医療機関については実施可能です。なお、京都の医療機関については当組合ホームページに掲載しています。
- 申込方法 ①受診希望者は個人で特定健康診査実施医療機関に予約してください。
②予約後、特定健康診査申込書に必要事項を記入のうえ、事業所の健康保険事務担当者を通じて当組合に申し込んでください。
③申込書提出後、当組合より受診券を発行します。
- 受診方法 当組合発行の受診券と被保険者証を受診当日に医療機関窓口へ提出のうえ、受診してください。



特定保健指導実施要項



- 対象者 健診の結果から、腹囲もしくはBMIが基準値以上であり、かつ、脂質異常・高血圧・高血糖のリスクおよび喫煙歴(前記リスクが1つ以上ある場合にのみカウント)が1つの場合「動機づけ支援」、2つ以上の場合「積極的支援」に該当。ただし、治療中の方は除く。
- 受診方法 ①当組合から利用券を発行し、原則健診を受診された医療機関において特定保健指導を受けてください。
②健診を受診された医療機関で特定保健指導の実施が困難な場合は、当組合に連絡をいただきましたら、当組合の委託保健指導機関(株式会社ユーアンドアイ)に連絡し、特定保健指導を実施いたします。この場合は委託保健指導機関と相談のうえ、自宅訪問または会場において受診していただきます。
- 評価 「動機づけ支援」および「積極的支援」とも6ヶ月後にアンケートなどにより効果判定をします。
- 費用 無料

保健事業の年間スケジュール表

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定健康 調査事業	・集合契約機関 ＊対象者 40歳（平成27年4月1日までに順次40歳に達する者）から74歳までの被扶養者 ①申込書受付 ②受診券発行（送付） ③健診実施医療機関で受診（自己負担無料） ④情報提供											
特定保健指導事業	・集合契約機関 ・当組合随時契約機関 ＊対象者 メタボリックシンドローム予備軍、有病者（内臓脂肪型肥満）該当者（治療中の方は除く） ①当組合で階層化して優先順位作成 ②案内文と保健指導利用券を発行（送付） ③保健指導実施機関で受診します（自己負担無料） （ア）動機づけ支援 原則1回の支援。医師、保健師、管理栄養士等の専門知識を有する者による面接指導と6ヶ月経過後に面接または電話やEメール等の通信手段を利用して効果の状況を確認評価します。 （イ）積極的支援 3ヶ月以上複数回にわたって継続して支援。医師等による面接指導。行動目標・支援計画の作成。6ヶ月経過後に面接または電話やEメール等の通信手段を利用して効果の状況を確認評価します。											
疾病 予防 費	人間ドック	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	生活習慣病健診	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	巡回家族健診	実施医療機関、自己負担金（別表1（6ページ）参照）										
	がん検診PET検査補助	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	PET検査+人間ドック	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	大腸がん検診											郵送による検診で実施 自己負担金は無料
	子宮頸がん検診											
インフルエンザ 予防接種補助	各自医療機関で接種											
保健指導 宣伝費	新入社員向冊子											4月入社の新入社員 全員に社会保険に 関する冊子を配布
	産婦向冊子	出産された被保険者および被扶養者を対象に「赤ちゃん和妈妈」を産後1年間配布										
	事務連絡会（健康保険 事務担当者対象）	算定基礎届に 関する説明会										
	健康づくり講習会	生活習慣病予防等 について専門講師 による講習会（予定）										
	医療費通知	該当被保険者全員に配布										

健康保険料、介護保険料の料率について

京都自動車健康保険組合の平成26年度の健康保険料率、介護保険料率については、平成25年度より変更はありません。

●健康保険料率および介護保険料率の負担割合（単位：千分率）

健康保険料率			介護保険料率		
事業主	被保険者	計	事業主	被保険者	計
49.0	45.0	94.0	7.0	7.0	14.0

事業所名称変更等に伴う組合規約の一部変更について

※事業所名称変更

- ・「ユニキャリア株式会社関西支社」
- (1)平成25年4月1日付
- (旧)日産フォークリフト関西株式会社
- (新)ユニキャリア株式会社関西支社

※事業所所在地変更

- ・「京都日野自動車株式会社」
- (1)平成25年8月12日付、京都市山科区より
京都府久世郡久御山町に変更
- (旧)京都市山科区西野媒本町70
- (新)京都府久世郡久御山町佐山双栗37-1

別表1

対象者は35歳以上の被保険者および被扶養者(家族)。
 特定健診については、40歳以上の被扶養者に限る。

○が実施項目

検診車による
巡回検診

実施医療機関	電話番号	人間ドック(上段:コース名、下段:自己負担金)										生活習慣病 健診 2,500円 消化器 700円	巡回検診 4,000円	所在地
		一泊 ドック	外来 ドック	外来+脳 MRIドック	脳MRI ドック	脳 ドック	生活習慣 病ドック	PET 検診	外来+ PET	特定 健診	胃部検 査選択			
		20,000 円	8,000 円	15,000 円	7,000 円	10,000 円	4,000 円	注1	注2	無料				
社会保険京都病院	075-441-6101	○ 木のみ	○	○	○		○			○	■			北区
明石病院	075-313-1453	○	○							○	●			下京区
安達消化器科・内科病院	075-712-5558											○		左京区
宇治川病院	0774-22-1335	○	○								□ 金のみ			宇治市
大津赤十字病院	077-522-5165	○	○	○						○	●			大津市
大澤クリニック	075-256-7355		○							○	□ 月、金のみ			中京区
京都桂病院	075-392-3501	○	○	○		○ (木)					●			西京区
京都きづ川病院	0774-54-1116	○	○	○	○	○	○			○	●			城陽市
京都工場保健会	075-823-0530	○	○	○	○					○	●	○	◎	中京区
京都四条病院	075-361-5471											○		下京区
京都第一赤十字病院	075-561-1121	○	○								●			東山区
京都第二赤十字病院	075-212-6151	○	○							○	●			上京区
京都予防医学センター	075-811-9137		○							○	●	○		中京区
近畿健康管理センター	077-551-0500		○							○		○		栗東区
山科武田ラクト健診センター	075-581-6696	○	○							○				山科区
済生会京都府病院	075-955-0111	○	○								●			長岡京市
御池クリニック	075-823-3080		○	○		○		○			●			中京区
四条烏丸クリニック	0120-012-770		○								●			中京区
澤田医院	0773-62-1399											○		舞鶴市
蘇生会総合病院	075-621-3101		○	○	○	○				○	●			伏見区
向日回生病院	075-934-6881		○							○	□ 木、金のみ			向日市
武田総合病院	075-572-6976	○	○											伏見区
武田病院健診センター	075-365-0825	○	○	○	○				○ 外来	○				下京区
武田病院画像診断センター	075-361-1680							○	○ PET					下京区
帝国ホテルクリニック	06-6881-4000	○	○											大阪市
西村診療所	075-365-3339	○	○								●			下京区
舞鶴赤十字病院	0773-75-1920	○	○	○						○	●			舞鶴市
三菱京都病院	075-381-2111		○							○	●			西京区
明治国際医療大学附属病院	0771-72-1221	○	○							○	□ 金のみ			南丹市
大和健診センター	075-256-4141	○	○		○						□ 月、火、水、木			中京区
洛和会音羽病院	075-593-7774	○	○							○	●	○		山科区
済生会滋賀県病院	077-552-9806	○	○	○		○								栗東市
公立甲賀病院	0748-65-1612	○	○	○		○					●			甲賀市
滋賀保健研究センター	0120-35-9997	○	○											野洲市

[注] ●印…胃部検査でバリウムと胃カメラが選択できる機関。
 □印…曜日により胃部検査でバリウムと胃カメラが選択できる機関。
 ■印…条件付きで胃部検査がバリウムと胃カメラが選択できる機関。
 ◎印…京都工場保健会がとりまとめて実施。
 無印…胃部検査はバリウムのみ実施。

●施設窓口負担

注1	御池クリニック	PETベーシックコース 79,750円
	武田病院画像診断センター	PET-CTコース 74,500円
注2	武田病院健診センター	外来ドック+PET-CT 55,200円

4月は 進学・就職の時期です

被扶養者
異動届を
お忘れなく

被扶養者で学生等の方々が、就職などで新しく健康保険証をもらわれた場合は、5日以内に事業所を通じて当組合まで、被扶養者異動届に保険証を添えて提出してください。

また、被扶養者が進学などにより別居される場合は、住所変更の届け出を併せてお願いいたします。



家庭常備薬の有償斡旋事業

被保険者ならびにご家族の方々の疾病予防・応急手当等の一助として、家庭常備薬の有償配付を実施します。

実施時期

6月・11月





「健康保険制度」

改正

高齢化により医療や介護など社会保障にかかる負担が増大しており、政府は高齢者でも所得に応じて自己負担を増やすなど、負担のあり方を「年齢別」から「負担能力別」に変える方向で社会保障制度の見直しを進めています。

健康保険についても家計の負担に影響するものがありますので、この機会に確認しておきましょう。

平成26年4月から **新しく70歳になる人から** **窓口負担が2割に**

70歳から74歳の人の窓口負担は、平成26年4月以降に70歳になる人から2割に引き上げられます。法律上は平成20年4月から2割に引き上げられていましたが、今回、70歳になった人から段階的に適用されることになりました。

ただし、4月までにすでに70歳に達している人（生年月日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの人）については、軽減特例措置の対象となるため1割負担のまま変わりません。

平成26年4月から **産前・産後休業中の** **保険料が免除に**

次世代育児支援の観点から、産前・産後休業中



の保険料（事業主負担分と被保険者負担分）が免除されます。育児休業期間中の社会保険料はすでに免除されていますので、同様の配慮が産休中にも講じられることとなります。

また、産休が終了し再度勤務を始めた際に報酬が低下した場合には、産休終了後の3ヵ月間の報酬を基準に標準報酬月額が改定され、保険料は報酬実態に見合った負担水準に抑えられます。

平成27年1月から **高額療養費の** **自己負担限度額が見直しに**

健康保険では医療費が高額になったときのために、所得に応じて自己負担限度額が定められています（高額療養費）。この自己負担限度額をより負担能力に応じたものとするために、所得の区分がこれまでの3段階から5段階に細分化され、所得が多い人は負担が重くなり、少ない人は負担が軽減されるように、所得区分と自己負担限度額が見直されます。

70歳以上75歳未満の人の自己負担割合		
	平成25年度まで	平成26年度から
一般	1割	昭和19年4月1日以前生まれの人 1割
低所得者Ⅰ 低所得者Ⅱ		昭和19年4月2日以降生まれの人 2割 <small>70歳の誕生日の翌月(4月1日生まれの人はその月)から</small>
現役並み所得者	3割 (標準報酬月額28万円以上)	

産休・育休に関する保険料免除

就業	産前・産後休業中	育児休業中	復帰後
保険料負担	産前6週間・産後8週間 保険料免除	保険料免除	保険料負担

産前・産後休業中の保険料が新しく免除に

実態に合った負担にするために標準報酬月額を改定